

平成 29 年度碧南市水防計画修正の要旨

1 碧南市水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡及び輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものであり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 平成 29 年度碧南市水防計画の主要な変更点

- (1) 浸水想定区域等に関する記述が修正及び追加されたため、関係する箇所を修正、追加した。（新旧対照表 p 1～p 2）
- (2) 水防の責任に関する記述が修正及び追加されたため、関係する箇所を修正、追加した。（新旧対照表 p 2～p 6）
- (3) 予報・警報に関する記述が修正されたため、関係する箇所を修正した。（新旧対照表 p 6）
- (4) 他の水防機関等との協力応援に関する記述が修正及び追加されたため、関係する箇所を修正、追加した。（新旧対照表 p 8～p 9）

3 平成 29 年度碧南市水防計画資料編の主要な変更点

- (1) 組織改正に伴い、担当部署名を変更した（新旧対照表 p 1）
- (2) 重要工作物の管理者変更に伴い、記載を修正した（新旧対照表 p 3）
- (3) 浸水想定の見直しに伴い、避難所、避難場所について指定解除、名称変更、記載の修正を行った（新旧対照表 p 3）
- (4) 浸水想定の見直しに伴い、浸水想定区域内要配慮者利用施設を追加記載した（新旧対照表 p 3～p 4）